

障害のある子供と保護者のための

教育支援ガイドブック



第6回オリT甲子園「オンリーワンを描こう!」優勝
三原特別支援学校大崎分教室 高等部 どいかいと 土井海都 さん
作品名:「おだやかフェリー」

令和8年3月

広島県教育委員会

目 次

1	はじめに.....	1
2	保護者の皆様へ.....	1
3	障害のある子供の教育	2
	(1) 特別支援学校(視覚障害)の教育	2
	(2) 特別支援学校(聴覚障害)の教育	3
	(3) 特別支援学校(知的障害)の教育	4
	(4) 特別支援学校(肢体不自由)の教育	5
	(5) 特別支援学校(病弱)の教育	6
	(6) 特別支援学級の教育	7
	(7) 通常の学級における特別支援教育	8
	(8) 通級による指導	11
4	教育相談の実際.....	12
	(1) 広島県立教育センターにおける教育相談	12
	(2) 特別支援学校における教育相談	13
	(3) 市町教育委員会における教育相談	13
5	教育相談Q&A.....	14
6	広島県の特別支援学校一覧	25

1 はじめに

我が国は、平成 26 年の「障害者の権利に関する条約」の批准に際し、関連する国内法の整備を行ってきました。特に、教育の分野では、平成 24 年 7 月に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（報告）」が取りまとめられました。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子供たちに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。このため、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意するとともに、それぞれの学びの場を充実させていくことが必要であると考えます。

共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために特別支援教育は必要不可欠なものです。特別支援教育は、障害のある生徒等の自立や社会参加を図るため、一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、その持てる力を高め、障害による生活上や学習上の困難を改善・克服するよう、適切な指導や必要な支援を行うものです。また、特別支援教育は、特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において実施されるものです。

このことを踏まえ、本県では、インクルーシブ教育システム構築のために不可欠である特別支援教育をそれぞれの学びの場で充実させ、子供たちに生きる力を身に付けることを目指します。また、本ガイドブックにおいて、保護者等に本県の特別支援教育の状況や教育相談についての情報を紹介することで、保護者の皆様と一緒に子供たちにとって個別最適な学びの場を考え、適正な就学支援を推進します。

2 保護者の皆様へ

最近では、医学等の進歩により子供の障害の早期発見が可能になってきています。

早期からその障害に応じた必要な支援を行うことは、その後の自立や社会参加を促す上で、大きな役割を果たします。そのため、広島県では、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係者が連携しながら、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した相談や支援ができるよう体制の整備を進めています。

このガイドブックでは、特別支援学校や県立教育センター、市町教育委員会における教育相談について紹介しています。これらの相談機関では、保護者の皆さんの気にかかることや疑問について、相談や助言を行っていますので、御相談ください。

3 障害のある子供の教育

(1) 特別支援学校 (視覚障害)の教育



点字練習

特別支援学校(視覚障害)では、視覚に障害のある幼児児童生徒に対して、一人一人の障害の状態等に応じた教育を行っています。広島県では広島中央特別支援学校1校があり、幼稚部・小学部・中学部・高等部を設置しています。

幼稚部では、幼稚園と同様の教育内容を視覚障害の特性に応じて行っています。また、遊びや様々な体験活動を通して、物の触り方や見分け方が上手にできるように援助を行うなど、基本的な学習習慣を身に付けるよう指導しています。



歩行練習

小学部、中学部では、基本的には小学校、中学校と同様の教育内容を視覚障害に配慮しながら指導しています。

「各教科」の学習では、障害の状態等に応じて、教材・教具を工夫し、学力の向上に努めています。また、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために「自立活動※」の時間を設けています。ここでは、教科学習や日々の生活等との関連を図りながら、点字、弱視レンズの使用、歩行などを指導しています。

高等部には、普通科・保健理療科・専攻科保健理療科・専攻科理療科を設置しています。普通科では、障害の状態等を十分に考慮して、高等学校と同様の教育内容を指導しています。「各教科」の学習では、基礎的・基本的な事項を重視し、教材・教具の工夫を図りながら、学力の向上に努めています。

保健理療科や専攻科保健理療科、専攻科理療科では、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師を養成する職業教育を行っています。



あん摩マッサージ指圧等の実習

※「自立活動」の指導は幼稚部と高等部においても行われています。

(2) 特別支援学校 (聴覚障害)の教育



発音練習

幼稚部では、幼稚園と同様の教育内容を聴覚障害の特性に応じて行っています。また、聴力測定や補聴器の調整等、聴覚管理を行うことによって補聴器や人工内耳を活用し、遊びや体験的な活動を通して、言語力を高める指導を行っています。



聴力測定

高等部には普通科を設置し、高等学校と同様の教育内容を、障害の状態等を考慮して行っています。また、大学等への進学や一般企業等への就職を目指した選択科目を設定し、生徒の進路希望に応じた指導を行っています。

特別支援学校(聴覚障害)では、聴覚に障害のある幼児児童生徒に対して、一人一人の障害の状態等に応じた教育を行っています。広島県には本校3校があり、幼稚部・小学部・中学部・高等部(高等部は広島南特別支援学校のみ)を設置しています。

なお、尾道特別支援学校本校と呉南特別支援学校は、複数の障害種別(聴覚障害及び知的障害)に対応する学校となっています。

小学部、中学部では、基本的には小学校、中学校と同様の教育内容を聴覚障害に配慮しながら指導しています。

「各教科」や「自立活動」等では、言語発達や聴覚障害の状態等に応じて、保有する聴覚や手話等を最大限に活用して学習を行っています。さらに、視覚的な教材・教具を工夫するとともに、情報機器を有効に活用した指導も行っています。



理科の学習

(3) 特別支援学校 (知的障害)の教育



日常生活の指導(給食準備)



生活単元学習

高等部では、卒業後の生活に必要な知識や技能、態度等が身に付くように体験的な活動を通じた指導を行っています。

特に職業教育を重視し、企業や作業所等で実際に働く体験を通して、働く喜び、自立への意欲などを育てるよう指導しています。

なお、福山北特別支援学校、広島北特別支援学校及び広島市立広島特別支援学校では普通科職業コースを設置し、職業的自立を目指した指導を行っています。

特別支援学校(知的障害)では、知的障害のある児童生徒一人一人の言語面、運動面、知識面などの発達の状態や社会性などを十分把握した上で、個に応じた指導を行っています。広島県には本校12校(うち2校は聴覚障害及び知的障害の併置、1校は肢体不自由及び知的障害の併置)、分校・分級・分教室5教場があり、本校には小学部・中学部・高等部を設置しています。

特別支援学校(知的障害)では、国語、算数などの「各教科」と「自立活動」等の一部又は全部を合わせた指導の形態を取り入れ、一人一人の障害の状態等に対応した指導を行っています。このような指導の形態の主なものとして、「日常生活の指導」「遊びの指導」「生活単元学習」「作業学習」があります。

小学部では、日常の様々な場面や遊びを通して自信や意欲をもたせ、言葉や数などを理解させたり、自分の気持ちを上手に表現できるようにさせたりするなど、能力や可能性を最大限に伸ばすための指導を行っています。

中学部では、小学部での指導を発展させるとともに、集団生活や仲間づくり、職業生活についての基礎的な事柄の指導に力を注いでいます。



作業学習

(4) 特別支援学校 (肢体不自由)の教育



支援機器を活用した学習

特別支援学校(肢体不自由)では、近年、障害の重度・重複化が進んでいます。このため、指導内容を精選・工夫し、知的障害教育の指導内容を取り入れたり、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための指導(自立活動)を中心にした指導を行ったりしています。

また、障害の重度・重複のため、通学困難な児童生徒に対しては、教員が家庭や障害児入所施設、医療機関等を訪問して指導を行っています。



訪問教育



総合的な学習の時間

知的障害のない児童生徒には、小学校、中学校、高等学校と同様の教科指導等のほかに「自立活動」の時間を設け、歩行や衣服等の着脱などの日常生活に必要な基本動作の向上やコミュニケーション能力を育てる指導を行っています。

学習やコミュニケーション能力の向上のために、児童生徒の障害の状態等に応じて、スイッチを押すことにより意思表示ができる器具やパソコン、タブレット型端末等の活用を図っています。

また、高等部では、大学等への進学や一般企業等への就職を目指した指導を行うなど、生徒の進路希望に応じた指導に力を注いでいます。

(5) 特別支援学校 (病弱)の教育



遠隔操作ロボットを活用した学習

小学部、中学部では、基本的に小学校、中学校と同様の教育内容を指導しています。また、児童生徒の健康状態により授業時数を制約する必要がある場合には、指導内容を精選し、基礎的・基本的事項に重点を置いて、各教科等の関連を図るなどの工夫をしています。

さらに、児童生徒が自分の病気を理解し、病気の状態を改善したり、悪化させないようにしたりするなど、生活を自ら管理する力を養っていく指導を専門の医師の助言を受けながら行っています。

特別支援学校(病弱)は、医療や生活の管理が必要で病院に入院している子供を対象とした学校です。病状によって、学校に通って学習する場合と、病院内に教員が出席して指導する場合があります。

広島県には、大竹市の国立病院機構広島西医療センターに隣接した広島西特別支援学校1校があり、小学部・中学部・高等部を設置しています。



近隣小学校との交流



遠隔操作ロボットを活用した就業体験

移動や身体活動に制限のある児童生徒に対しては、学校と病院との間で情報デジタル機器を用いた双方向授業を行うなど、ベッドサイドで様々な学習が可能となるように工夫しています。

高等部では、健康状態に留意しながら、卒業後の社会的自立に結び付くような学習内容を精選し、関係機関と連携して、進学や就労に向けた指導を行っています。また、一人一人の進路についての指導を病院と連携しながら定期的に行っています。

(6) 特別支援学級の教育



自閉症・情緒障害特別支援学級
自立活動「コミュニケーション」

特別支援学級(知的障害)の教科の学習では、日常生活と関連付けた事柄を取り上げたり、個に応じた教材・教具等を使って学習を進めたりするなど、障害特性に応じた指導の工夫を行っています。

例えば、生活単元学習を設定し、具体的な場面でマナーや安全に対する知識、お金の使い方、集団行動のスキル、判断力などを身に付ける段階的な指導を行っています。また、花や野菜を育て、収穫した作物を使って調理をしたり、牛乳パックからはがきを作ったりするなどの作業や体験的な学習も積極的に取り入れています。

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程(以下「小・中学校等」という。)には、弱視、難聴、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、自閉症・情緒障害の特別支援学級を設置することができます。

特別支援学級では、基本的には小学校、中学校の学習指導要領に沿った教育が行われますが、児童生徒の障害の状態等に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考にし、個々に具体的な目標と内容を設定することができます。



知的障害特別支援学級
生活単元学習「カレンダー作り」



病弱及び身体虚弱特別支援学級
自立活動「身体の動き」

このほか、特別支援学級(弱視)では見えやすい環境を整備するとともに、視覚補助具を活用するなど、保有する視力を最大限に活用しながら学習を進めています。

このように、特別支援学級では障害特性に応じた指導を行っています。

なお、特別支援学級で身に付けた力をもとに、通常の学級との交流及び共同学習を通して、豊かな人間性をはぐくみ、集団生活に参加する能力、社会生活に必要な知識や技能を育成しています。

(7) 通常の学級における 特別支援教育

小・中学校等の通常の学級、高等学校及び中等教育学校の後期課程（以下「高等学校等」という。）には、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、自閉症等

の発達障害を含む教育上特別の支援を必要とする児童生徒が在籍している可能性があります。

これらの児童生徒に対する指導の充実を図るため、各校では、校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の教育支援計画及び個別の指導計画に基づいた支援の実施など、支援体制づくりを行っています。

ア 通常の学級に在籍している特別な教育的支援を必要とする児童生徒

(ア) 学習障害(LD)

学習障害とは、全般的に知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論するといった学習に必要な基礎的な能力のうち、一つないし複数の特定の能力についてなかなか習得できなかったり、うまく発揮することができなかつたりすることによって、学習上、様々な困難に直面している状態をいう。

引用：文部科学省（令和3年）障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～ P285.

(イ) 注意欠陥多動性障害(ADHD)

注意欠陥多動性障害とは、身の回りの特定のものに意識を集中させる脳の働きである注意力に様々な問題があり、又は、衝動的で落ち着きのない行動により、生活上、様々な困難に直面している状態をいう。

引用：文部科学省（令和3年）障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～ P306.

(ウ) 自閉症

自閉症とは、①他者との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障害である。その特徴は3歳くらいまでに現れることが多いが、成人期に症状が顕在化することもある。中枢神経系に何らかの機能不全があると推定されている。

引用：文部科学省（令和3年）障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～ P243.

イ 具体的な支援の例

(ア) 学校では

児童生徒が集中して聞くために

- 座席位置への配慮…入口近く、窓際、後方の座席を避ける、など
- 机上の整理…活動ごとに不要な物を片付ける、など
- 指示や説明…簡潔に行う、復唱させる、活動前に個別の言葉かけをする、など
- 聞き方の指導…話し手に体を向けて聞く、聞く場面であることを確認する、など

児童生徒が自分の思いを話すために

- 話しやすい学級づくり…表現したい気持ちを汲み取り受け止める姿勢をもつ、など
- 話したいことを忘れない工夫…メモや絵などを見て話すよう促す、など
- 話し方の指導…「一つ目は…、二つ目は…」などの言い方や発表の基本パターンを提示する、発言できる場面がいつであるかを確認する、など

児童生徒が文字や語句を読むために

- つまづきやすい文字や語句の意識付け…印を付ける、枠で囲む、など
- 行への注目…1行だけが見える切り抜き用紙や定規を活用する、など
- 板書の重要ポイントの強調…囲いや色付けをする、など
- 内容を理解しやすい読み方の選択…児童生徒に応じて音読・黙読等をさせる、など

児童生徒が文字や文章を書くために

- ノート活用の工夫…大きなマスのノートを使用させる、など
- 漢字の覚え方の工夫…「『土』を書いて『ノ』を書いて…と書くと『教』」と声に出して覚えることを指導する、など
- 文字の書き方の指導…筆順の始点と終点を確認する、など
- 作文の指導…序論(はじめ)、本論(なか)、結論(おわり)などの文の文章構成に注目した書き方のパターンを示す、など

児童生徒が計算・測定するために

- 量感を感じやすい工夫…具体物、絵及び写真などの教材・教具を活用する、など
- ヒントカード等の活用…九九表、計算・測定手順及び公式などを示したカードを児童生徒の手元に置く、リズムにより覚えることを促す音楽CD等を用意する、など
- 文章題の内容を理解しやすい工夫…具体物の活用、具体的な場面の演示及び図の提示を行う、など
- 活用しやすい測定道具の選択…扱いやすい大きさ、見えやすい目盛りの色や太さのものを活用する、など
- 細かな段階の設定…学習を細かな段階に分けて指導することにより成功体験を多く積ませ自信をもたせる、など

児童生徒が忘れ物を少なくするために

- メモの活用…メモをとることやメモを見ることを習慣化させる、など
- 置き場所の固定…机や棚の中などの物の置き場所を固定する、など

児童生徒が落ち着いて主体的に活動するために

- 興味・関心のあるものの活用…活動の導入で用いる、など
- 見通しをもたせる工夫…フリップなどにより、1日のスケジュール、活動の手順や内容を事前に提示する、予定変更前に活動の変更を文字やフリップの入れ替えにより伝える、など

児童生徒が安心して学校生活を送るために

- ルールのある活動の設定…授業場面等において順番や簡単なルールのある活動を設定する、など
- 称賛する場面の確保…ルールを守れたことを称賛する、児童生徒が落ち着いた後で行動の振り返りを行う、など

(イ) 家庭では

学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、自閉症等の発達障害のある子供は、大人からの叱責や注意を受けやすいため、自信を失う場合があります。それを防ぐためにも、子供の長所を見付け、適切な行動を教えるなど、温かい雰囲気のもとで子供が自己肯定感を高められるような接し方の工夫が必要です。

(8) 通級による指導



障害特性に応じた個別の指導
(ソーシャルスキルトレーニング)

通級による指導では、特別支援学校の学習指導要領の「自立活動」の目標や内容を参考にして、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を行っています。

また、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら指導を行うことができます。

その他、通級指導教室担当者は、児童生徒が在籍する通常の学級においても必要な支援を受けられるようにするため、児童生徒の学級担任等と連携を図っています。

通級による指導の時間数は、小・中学校等では、学習障害（LD）及び注意欠陥多動性障害（ADHD）の場合は、年間10単位時間※から280単位時間、それ以外の障害の場合は、年間35単位時間から280単位時間を標準としています。高等学校等では、年間35時間を1単位とし、年間7単位を超えない範囲で卒業単位に含めることができます。

※1単位時間は、小学校段階では45分、中学校及び高等学校段階では50分としています。

通常の学級で学ぶ児童生徒の中には、障害があるために学習の効果が上がりにくい児童生徒もいます。このような児童生徒に対し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別な指導を特別な場（通級指導教室）で行うことができる「通級による指導」を小・中学校等で実施しています。また、平成30年度から高等学校等においても通級による指導が実施可能となりました。

通級による指導では、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などを対象にし、個別指導を中心に、必要に応じてグループによる指導を行っています。



障害特性に応じた個別の指導
(感覚統合運動遊び)



在籍学級担任等との連携

4 教育相談の実際

(1) 広島県立教育センターにおける教育相談

広島県立教育センター特別支援教育・教育相談部では、幼児児童生徒とその保護者を対象に、学校や家庭における様々な不安、心配及び悩みについて、教育相談を行っています。

方法	お問合せ先	相談時間
電話相談	TEL(082)428-1188(直通)	月曜日～金曜日 9:00～16:00
来所相談	※ 来所相談は要予約	(祝日、年末年始を除く)

広島県立教育センター 特別支援教育・教育相談部
〒739-0144 東広島市八本松南一丁目2番1号

例えば、次のようなことが
相談できます。



子供の様子が気になる。

- 読み方が気になる。
(文章を読むスピードが遅かったり、読み間違えたりする。黒板の文字を読むこと等に難しさがある。)
- 聞こえや言葉の遅れが気になる。
(言葉が少ない。名前を呼んでも振り向かない。発音がはっきりしない。)
- 学習面の遅れが気になる。
(計算が苦手である。読み書きが苦手である。言われたことを理解しにくい。)
- 動きが気になる。
(落ちつきがない。気になる癖がある。歩行等の動きがぎこちない。)
- 体のことが気になる。
(姿勢を保ちにくい。手先が不器用。)
- 友だちとの遊びが気になる。
(一人遊びが多く、友だちと遊ばない。友だちの遊びに興味を示さない。)
- 情緒面の安定が気になる。
(友だちとトラブルを起こしやすい。注意をなかなか聞き入れられない。相手の気持ちを察することが苦手である。)

子供の発達等について相談したい。

心理検査等を行って支援方法等について考えたい。

障害特性等に応じた支援方法等について相談したい。

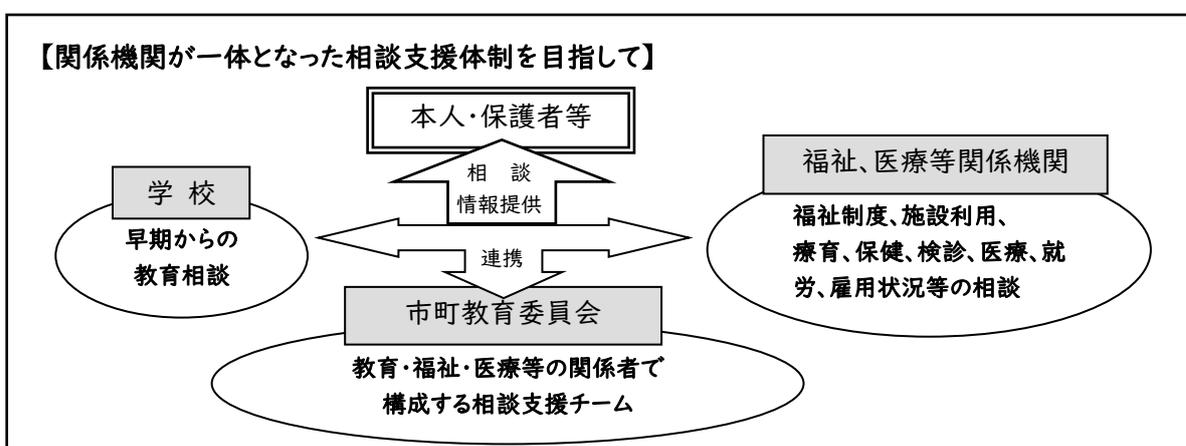
(2) 特別支援学校における 教育相談

特別支援学校では、各校の専門性や施設・設備を生かした、地域における特別支援教育に関する相談のセンターとしての役割を果たすよう取り組んでいます。

※特別支援学校一覧は、25ページを御覧ください。

(3) 市町教育委員会における 教育相談

市町では、教育、福祉、医療等の機関が一体となって、障害のある幼児児童生徒と保護者に対する相談と支援を推進するための連携組織をつくり、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した相談支援体制の整備を進めています。



【参考】 障害のある人の支援のためのサポートファイル

「心をつなぐサポートファイルひろしま 結愛 ～yui～」

サポートファイルとは

障害のある人の生育歴やケアの仕方を、乳幼児期から成人期に至るまで継続して記録整理できるファイル形式の記録ノートです。



サポートファイルの活用には、次のようなメリットがあります。

- 障害のある人の成長過程、支援内容など、過去から現在にかけての本人に関する情報の整理が可能となり、詳細かつ正確な情報が伝わります。
- 保護者が病院、学校、福祉施設等で同じ説明を繰り返し行わなければならない状況の改善につながります。
- 保護者の監護能力が低下したとき、または死亡したとき等に、支援者に対し必要な情報提供ができます。
- このようなことから、障害のある人の理解の促進につながり、本人をとりまく生活環境が変わっても、地域生活における一貫した継続的な支援が受けられます。

サポートファイルは、県内の各市町の窓口で、利用希望者に配付しています。

※ サポートファイルに、学校等が作成した個別の教育支援計画や個別の指導計画を綴じることで、学齢期等の記録の一部として活用することができます。

【参考】・広島県健康福祉局障害者支援課ホームページ

障害のある人びとの福祉2025 <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/1288079109843.html>

4 教育相談 Q&A

乳幼児期～就学前



Q1

私の子供に障害があるのではないかと気になりますが、だれに相談すればいいですか。

A

例えば、耳が聞こえていないのではないか、目が見えていないのではないか、他のお子さんより発達の状態が遅いのではないかなど、お子さんのことで気にかかることがあります。相談してみたいと思われたら、特別支援学校や県立教育センター、市町教育委員会の教育相談担当者、保健師、かかりつけの医師、こども家庭センター（児童相談所）あるいは保健所の職員に相談してください。

関係の職員に相談し、接し方や育て方を一緒に考えていくことが大切です。

Q2

家庭では、どのようなことに気を付けたらいいですか。

A

保護者の皆さんに気を付けていただきたいことは、例えば、次のようなことです。

- ① 薬を飲ませなければならない場合、処方どおりに飲ませましょう。
- ② 治療やアドバイスが必要な場合、定期的に受診をしましょう。
- ③ もし、状態が変化し、気にかかるようでしたら、すぐに主治医に相談しましょう。
- ④ お子さんの対人関係、特に子供同士で関わりをもちたくなるような環境づくりの工夫をしましょう。
- ⑤ お子さんからの働きかけに対して共感的に応答し、よりよい愛着関係を育みましょう。

なお、近くの特別支援学校の情報は、この冊子の「6 広島県の特別支援学校一覧」に掲載しています。

また、お子さんの障害の状態等や相談の内容によって、必要な支援の内容が異なりますので、関係の専門機関を紹介することもあります。関係の職員に相談し、接し方や育て方を一緒に考えていくことが大切です。

Q3

就学する前に何か支援を受けることができますか。

A

特別支援学校では、障害の状態等に応じた専門的な教育相談を行っています。
また、特別支援学校（視覚障害）や特別支援学校（聴覚障害）には乳幼児相談教室と幼稚部があります。

学校以外にも障害のある子供のための通園施設などがありますので、各相談機関にお問い合わせください。

Q4

就学前にどのような教育的配慮が必要ですか。

A

お子さんに特別な配慮が必要となれば、乳幼児期には、こども家庭センター（児童相談所）や各市町の福祉、医療等の担当課が保護者と連携し、具体的な配慮事項を検討します。

就学に向けては、お住まいの市町教育委員会が保護者とも十分相談し、どのような配慮が必要なのかを検討していきます。

Q5

障害のある子供の就学先を決定するのは誰ですか。

A

お住まいの市町の教育委員会が保護者と合意形成をした上で就学先を決定します。



Q6

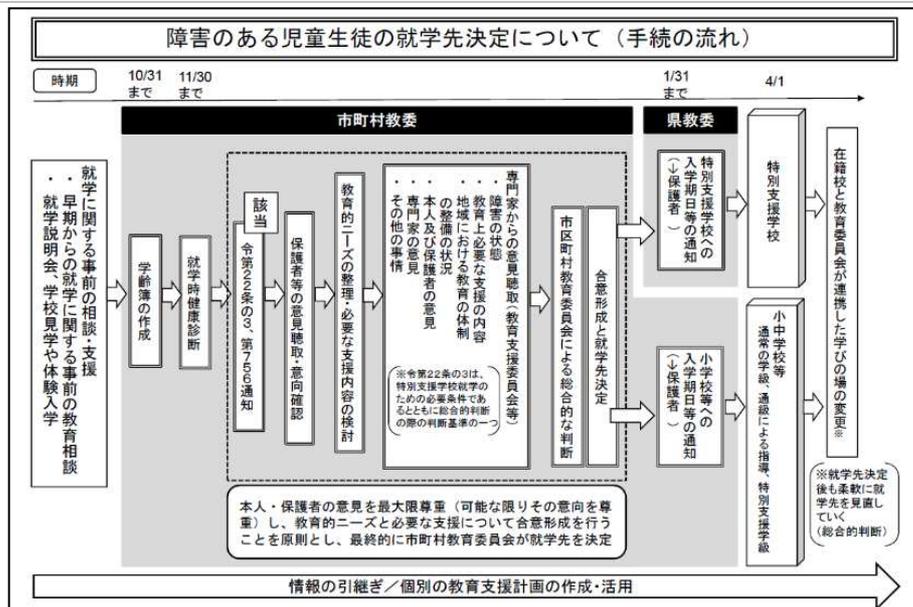
就学までの手続きはどうなっているのですか。

A

障害のある児童生徒の就学先決定は以下の図のような流れになります。まず、市町教育委員会が、就学の前年の10月31日までに就学予定者の名簿(学齢簿)を作成し、その後、11月30日までに就学時健康診断を行います。

そして、市町の教育委員会又は県の教育委員会が、1月31日までに保護者に就学する学校を通知します。

お住まいの市町によっては、学齢簿が作成される以前であっても、就学先決定に関するガイダンスを行い、就学にかかわる情報提供を行っています。



引用:文部科学省(令和3年)障害のある子供の教育支援の手引~子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて~ P374.

Q7

どのような子供が特別支援学校に就学するのですか。

A

お住まいの市町の教育委員会が、障害の状態や教育上必要とされる支援、地域の教育体制の整備の状況、保護者の意見、専門家の意見を総合的にみて、特別支援学校に就学することが適当であると判断した子供が特別支援学校に就学することになります。

なお、特別支援学校に就学可能な障害の種類と程度は、学校教育法施行令第22条の3で次のように定められています。学校教育法施行令第22条の3に該当するかどうかは、お住まいの市町教育委員会が判断することになります。

(1) 特別支援学校(視覚障害)の対象者

両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもの
のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能
又は著しく困難な程度のもの

(2) 特別支援学校(聴覚障害)の対象者

両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用に
よっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの

(3) 特別支援学校(知的障害)の対象者

- 一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻
繁に援助を必要とする程度のもの
- 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活
への適応が著しく困難なもの

(4) 特別支援学校(肢体不自由)の対象者

- 一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における
基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの
- 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的
観察指導を必要とする程度のもの

(5) 特別支援学校(病弱)の対象者

- 一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状
態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの
- 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

Q8

どのような子供が小・中学校等に就学するのですか。

A

お住まいの市町の教育委員会が、障害の状態や教育上必要とされる支援、地域の教育体制の整備の状況、保護者の意見、専門家の意見を総合的にみて、小・中学校等に就学することが適当であると判断した子供が小・中学校等に就学することになります。

なお、特別支援学級と通級による指導の対象者の障害の種類と程度は、文部科学省からの通知によって、それぞれ次のように示されています。

【特別支援学級の対象者の障害の種類及び程度】

(1) 知的障害特別支援学級

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営む
のに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの

(2) 肢体不自由特別支援学級

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難が
ある程度のもの

(3) 病弱及び身体虚弱特別支援学級

- 一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの
- 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの

(4) 弱視特別支援学級

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの

(5) 難聴特別支援学級

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの

(6) 言語障害特別支援学級

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの

(7) 自閉症・情緒障害特別支援学級

- 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの
- 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの

【通級による指導の対象者の障害の種類及び程度】

(1) 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(2) 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(3) 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(4) 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(5) 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(6) 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(7) 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(8) 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

Q9

子供の就学先を検討する際に、どんなことに留意をすればいいですか。

A

障害者基本法第16条には、障害のある子供の教育について、以下のように規定されています。

「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならない。」

この条文で最も重要な箇所は、波線で示した部分です。障害者基本法で教育について規定する目的は、障害のある子供が「その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにする」ことにあります。ですから、障害のある子供の就学先を検討するに当たっては、その年齢、能力に応じ、障害特性に配慮した十分な教育が受けられる学びの場がどこかという観点で考えていくことが重要です。そのためには、市町教育委員会の就学に関するガイダンスを受け、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常の学級において障害のある子供に対してどのような教育が提供されているかを実際に見て、知ることが大切です。

Q10

障害者基本法第 16 条には「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ」とあります。保護者が希望すれば、どんな障害があっても小・中学校等の通常の学級に在籍することができるのですか。

A

障害者基本法で教育について規定する目的は、障害のある子供が「その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにする」ことです。そのために、「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮」することも追求されるのであり、この目的と手段を取り違えないようにすることが大切です。

障害のある子供が「授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ生きる力を身に付けていけるかどうか」という視点で検討した上で、通常の学級ではできる限りの配慮を行ったとしても障害のある子供に十分な教育が提供できないと、市町教育委員会が判断することもあります。

Q11

障害のある子供の就学先を決定するに当たって、保護者の意向は反映されないのですか。

A

学校教育法施行令第 18 条の2において、障害のある子供の就学先決定に当たって保護者の意見を聴くことが市町教育委員会には義務付けられています。

また、障害者基本法第 16 条第2項においては、保護者の意向尊重について以下のよう規定されています。

【障害者基本法第 16 条第2項】

国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

このように、市町教育委員会には障害のある子供の就学先決定の権限と責任があるので、障害のある子供とその保護者に十分な情報提供を行うとともに、その意向を可能な限り尊重しなければなりません。

ただし、この条文では「前項の目的を達成するため」と書かれていますので、「前項の目的」である「障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにする」ことが実現できないと判断される場合には、保護者の意向が反映されないこともあります。

障害のある子供が十分な教育が受けられるためには、早い段階から市町教育委員会の教育相談を受け、十分な情報を提供してもらうとともに、学校見学などを通してお子さんが十分な教育が受けられるところはどこかについて、市町教育委員会と一緒によく考えていくことが大切です。

就学前～就学後



Q12

特別支援学校に入学しても、小・中学校等の子供たちと交流をすることができますか。

A

特別支援学校では、小・中学校等の児童生徒とともに活動する交流及び共同学習を実施しています。

交流及び共同学習は、児童生徒の経験を深めるとともに、思いやりの気持ちを養うなど、社会性や人間性を育む上で有意義な活動です。

交流及び共同学習は、互いの学校の教育課程に基づいて、適切な教育が行われるよう綿密な計画のもとで実施しています。

Q13

特別支援学校に在学している子供が小・中学校等に転学することができますか。

A

特別支援学校に在学している子供の障害の状態や教育上必要とされる支援、地域の教育体制の整備の状況等の変化によって、小・中学校等において十分な教育を受けられると市町教育委員会が判断した場合には、小・中学校等に転学することができます。

Q14

小・中学校等に在学している子供が特別支援学校に転学することができますか。

A

小・中学校等に在学している子供の障害の状態や教育上必要とされる支援、地域の教育体制の整備の状況等の変化によって、特別支援学校に就学することが適当であると市町教育委員会が判断した場合には、特別支援学校に転学することができます。

就学の時に決定した学びの場は小学校段階6年間、中学校段階3年間を通して変えられないということはありません。お子さんの発達の程度、適応の状況、学校の環境等を総合的にみて転学することは可能です。

学びの場は個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づく適切な評価の上で見直されるものです。保護者もこれらの計画に積極的に参画するとともに、継続的に学校や市町教育委員会の教育相談を受けるようにしましょう。

Q15

個別の教育支援計画とは何ですか。

A

乳幼児期から就学後にわたって一貫した支援を受けるためには、障害のある児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握するとともに、それらの情報を関係機関が共有することが重要です。

個別の教育支援計画には、関係機関の担当者や保護者が参画し、子供の障害の状態、教育的ニーズと必要な支援の内容、保護者の意見、関係機関が実施している支援の内容等が記載されます。

そして、作成された個別の教育支援計画は、関係者による会議等を定期的実施することで評価され、必要に応じて見直されるものです。

このように個別の教育支援計画は障害のある子供に対する必要な支援の方針や方向性を明らかにし、一貫性のある支援を行うための有効なツールとなります。

Q16

障害のある子供の教育には様々な経費が必要ですが、何か援助等がありますか。

A

特別支援学校や特別支援学級の幼児児童生徒に対しては、特別支援教育就学奨励費の制度があります。保護者等の経済的負担能力の程度に応じて、「特別支援教育就学奨励費支給対象経費一覧」の項目について、保護者等が負担する経費の全部又は一部を国及び地方公共団体が補助します。

なお、平成25年度から通常の学級で学ぶ障害のある児童生徒（学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度に該当する児童生徒）についても補助対象となっています。

支給を受けるためには、学校を通じて教育委員会に申し込む必要があります。

<特別支援教育就学奨励費支給対象経費一覧>

学校種別			特別支援学校					特別支援学級 通常の学級 (令22条の3該当者)	
			幼稚園	小学部	中学部	高等部		小学校	中学校
本・別科	専攻科								
教科用図書購入費				無償給与	無償給与	有	有	無償給与	無償給与
学校給食費			有	有	有	有	有	有	有
交通費	通学費	本人経費	有	有	有	有	有	有	有
		付添人経費	有	有	有	有	有		
	帰省費	本人経費	有	有	有	有	有		
		付添人経費	有	有	有	有	有		
	職場実習費(交通費)				有	有	有		有
交流及び共同学習費		有	有	有	有		有	有	
寄宿舎居住に伴う経費	寝具購入費		有	有	有	有			
	日用品等購入費		有	有	有	有	有		
	食費		有	有	有	有	有		
修学旅行費	修学旅行費	本人経費		有	有	有		有	有
		付添人経費		有	有	有			
	校外活動等参加費	本人経費	有	有	有	有		有	有
		付添人経費	有	有	有	有			
職場実習宿泊費					有	有			
学用品・通学用品購入費			有	有	有	有		有	有
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費				有	有	有		有	有
オンライン学習通信費				有	有	有	有	有	有

就学後、今後の施策



Q17

義務教育の終了後はどのような進路がありますか。

A

広島県の特別支援学校高等部には、特別支援学校の中学部や中学校の特別支援学級等から生徒が進学しています。

就労に関しては、学校とハローワーク等の関係機関が連携して支援します。

また、障害の程度や本人の希望によって、障害福祉サービス（自立訓練、就労支援等）を利用することもできます。

Q18

特別支援学校の高等部では卒業後の進路に向けてどのような取組があるのですか。

A

高等部では、就業体験を行うなど、生徒の卒業後の進路について学習する機会を設けています。また、本人の希望や適性に応じて地域のハローワークや障害者職業センターなどと連携し、就労先の確保に向けた取組をしています。

大学への進学を希望する生徒には、それに対応するためのカリキュラム（教育課程）を編成し、学力の向上に取り組んでいます。

Q19

今後、障害のある子供のために、どのような教育が行われるのでしょうか。

A

広島県では、これまでの施策の成果と課題並びに学校教育法の一部改正を踏まえ、平成 20 年7月に「広島県特別支援教育ビジョン」を策定しました。そして、広島県の特別支援教育を更に推進するため、これまでの取組の成果・課題や社会情勢の変化などを踏まえ、令和2年2月に「広島県特別支援教育ビジョン」を改訂しました。

今後は、この改訂したビジョンに基づき、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を推進し、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加を図っていきます。

6 広島県の特別支援学校一覧

障害種別	特別支援学校名	所在地	電話 FAX番号	設置学部	備考
視覚障害	広島中央	732-0009 広島市東区戸坂千足二丁目1-4	082-229-4134 082-229-4136	幼・小・中・高	寄宿舎設置
聴覚障害	広島南	730-0822 広島市中区吉島東二丁目10-33	082-244-0421 082-244-0423	幼・小・中・高	寄宿舎設置
聴覚障害 知的障害	尾道	本校 722-0022 尾道市栗原町1524	0848-22-5248 0848-22-5249	聴覚(幼・小・中) 知的(小・中・高)	
知的障害		しまなみ分校 722-2101 尾道市因島大浜町1517-1	0845-24-1822 0845-24-1852	小・中・高	
肢体不自由 知的障害	広島	739-1743 広島市安佐北区倉掛二丁目47-1	082-843-1811 082-843-1813	肢体(小・中・高) 知的(小・中・高)	寄宿舎設置
肢体不自由	福山	720-0841 福山市津之郷町津之郷280-3	084-951-1513 084-951-3864	小・中・高	寄宿舎設置 ※休舎
	西条	739-0036 東広島市西条町田口314	082-425-1377 082-425-5185	小・中・高	障害児入所施設 「若草園」、「若草療育園」、「わかば療育園」隣接
病弱	広島西	739-0651 大竹市玖波四丁目6-10	0827-57-1000 0827-57-1001	小・中・高	国立病院機構 広島西医療センター隣設
知的障害	廿日市	本校 738-0034 廿日市市宮内10877-2	0829-39-1995 0829-39-6643	小・中・高	
		阿品台分校 738-0055 廿日市市阿品台西6-1	0829-30-8772 0829-30-8773	高	県立廿日市西高等学校隣接
	福山北	720-2412 福山市加茂町下加茂7006	084-972-3040 084-972-6253	小・中・高	
	三原	本校 729-2361 三原市小泉町10199-2	0848-66-3030 0848-66-3031	小・中・高	
		大崎分教室 725-0301 豊田郡大崎上島町中野2078	0846-64-4046 0846-64-4046	小・中・高	
	呉	本校 737-0911 呉市焼山北三丁目22-1	0823-33-0300 0823-33-0308	小・中・高	
		江能分級 737-2302 江田島市能美町鹿川3406-3	0823-45-5120 0823-45-5120	小・中・高	
	庄原	727-0021 庄原市三日市町5004-44	0824-72-5111 0824-72-5088	小・中・高	
	広島北	731-0212 広島市安佐北区三入東一丁目25-1	082-818-1201 082-818-1203	小・中・高	
	沼隈	720-0401 福山市沼隈町上山南736-3	084-988-0888 084-988-0889	小・中・高	
黒瀬	本校 739-2622 東広島市黒瀬町乃美尾10025-1	0823-82-6733 0823-82-7850	小・中		
	のみお分校 739-2622 東広島市黒瀬町乃美尾10001	0823-83-0500 0823-83-0501	高	県立黒瀬高等学校隣接	
聴覚障害 知的障害	呉南	737-0003 呉市阿賀中央五丁目13-71	0823-71-8263 0823-72-7307	聴覚(幼・小・中) 知的(小・中・高)	
知的障害	広島市立広島	734-0013 広島市南区出島四丁目1-1	082-250-7101 082-250-7102	小・中・高	

※ 各学校の様子は、広島県教育委員会ホームページを御覧ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/14map-challenge-index.html>